

いすみ市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和 8 年 4 月

1 目的

いすみ市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、いすみ市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、取組みの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、いすみ市耐震改修促進計画に基づき策定する。

3 対象住宅

対象住宅は、平成12年5月31日以前の耐震基準によって建築された建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部が木材である一戸建ての住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの）で、2階以下のものとする。

4 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、いすみ市全域とする。

5 取組期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

6 取組内容

毎年度、下記（1）～（4）の取組に関して、取組内容を設定するとともに、実施、達成状況を把握・検証・公表し対策を進める。

- （1）住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
- （2）耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- （3）改修事業者等への技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組
- （4）耐震化の必要性に係る周知・普及

7 アクションプログラムの取組状況の公表

年度ごとに当該年度の取組内容、目標及び実績を別紙に記載し、ホームページにて公表する。